居宅介護支援事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例 及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の 一部改正について(通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、この度、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第113号)が公布されたことから、関連する「新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」(平成27年新潟市条例第3号)及び「新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例」(平成30年新潟市条例第28号)について、所要の改正を行い、令和2年10月5日に「新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例及び新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」(令和2年新潟市条例第52号)を公布し、期間の延長については公布の日から、また管理者の取り扱いについては令和3年4月1日から施行することとなりました。

なお、改正の概要等については下記のとおりとなりますので、ご承知置きいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改正の要旨

居宅介護支援事業所における管理者の基準

居宅介護支援事業所における管理者の主任介護支援専門員の資格要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日まで延長を行います。また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とします。

	令和3年3月31日まで	令和9年3月31日まで
既存の管理者	0	0
新規の管理者	0	×(既存事業所からの 管理者交代を含む)

2. 改正する規定

- ・新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例 第5条第2項
- ・新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例 附則第4項,第5項

3. 施行期日

期間の延長については公布の日から、また管理者の取り扱いについては令和3年4月1 日から施行します。

4. その他

改正条例の全文については、本市のホームページから令和2年10月15日(予定)よりダウンロードが可能となりますのでご利用ください。

新潟市トップページ (http://www.city.niigata.lg.jp/index.html)

トップページ > 市政情報 > 条例・規則・要綱・公報 > 公報 >

令和2年掲載分 > 新潟市公報第931号(令和2年10月15日掲載)